

福井市建設キャリアアップ活用工事試行要領 概要版

【 令和7年4月1日から適用 】

○対象工事

福井市が発注する全ての工事を対象とする。

○実施方法

- ・受注者希望型とする。
- ・CCUSの活用にあたっては、システムの運用主体である(一財)建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき、適正に実施するものとする

○実施内容

実施項目	達成基準	確認(提出)書類の例
事業者登録	元請事業者の登録が完了していること。	CCUSシステムから印刷できる帳票(帳票 3-1)
現場・契約情報登録	当該CCUS活用工事の現場情報・契約情報・工事情報の登録を行ったこと。	CCUSシステムから印刷できる帳票(帳票 4-1)
就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、技能者登録の対象者の就業履歴情報の登録(蓄積)を行ったこと。	カードリーダー等の現場設置状況写真
技能者登録	1名以上の技能者の登録が完了していること。	CCUSシステムから印刷できる帳票(帳票 2-2)

○工事成績評価における加点

CCUS活用工事において、受注者が実施する項目について達成基準を満たした場合は、工事成績評価において加点する。
なお、達成基準に満たなかった場合でも、工事成績評価において減点評価は行わない。

○システム活用にかかる費用

CCUS活用に係る費用(登録費用、機器設置費用、現場利用費等)は、受注者の負担とする。